

非常変災時の休業及び登下校等について

気象災害時における防災体制について、岐阜市のマニュアルに沿って、以下のように対応していきます。周知いただきますようお願いいたします。

(1) 児童の登校以前に警報（いかなる警報であっても）が発表または警戒レベル3以上が発令された場合

- ア 警報発表中は、解除されるまで、「自宅待機」とします。
- イ 午前7時15分までに警報が解除された後、危険が予測されない場合は、「集団登校」とします。
- ウ 午前7時15分までに警報が解除されないときは「次の①または②の対応」とします。
 - ① 午前7時15分から正午までに解除され、危険が予測されない場合は、「集団登校」とし、解除時刻から1時間後をめぐりて授業を開始します。
 - ② 正午を過ぎてから解除されたときは、「休校」とします。

(2) 児童が登校してから警報（いかなる警報であっても）が発表または警戒レベル3以上が発令された場合

気象状況（台風の中心位置・規模・進行方向・速度等）や交通状況・危険箇所等から判断して、授業を中止し、場合によっては速やかに保護者への引き渡しをします。
児童が安全に帰宅できると判断した場合は、速やかに下校をさせます。

【引き渡しをする場合】

- ア 学校待機とし、保護者メール等で引き渡しの要請をします。
- イ 上の学年のお子さんより、各教室での引き渡しをします。
- ウ お迎えまで2時間以上かかる場合は、学校へお電話ください。
- エ 保護者等と連絡が取れない児童は、学校待機とします。

※気象や災害の状況により上記によらない対応をする場合は、その都度保護者メールを配信しますので、随時チェックしていただき、その指示に従ってください。